

Ⅶ 2022年度（令和4年度）虐待対応研修一覧（実施月別）

実施月	研修名(案)	受講対象	期間	定員
5月	子ども虐待対応研修担当者等養成研修	都道府県、市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修企画、又は研修講師を行う者、要保護児童対策地域協議会の調整担当者、家庭児童相談員や子ども家庭相談担当者等で子ども虐待関連業務経験通算3年を満たした者（各機関1名）	5月11日（水） ～13日（金）	60名
5月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にある指導員、保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、グループホーム長等で、児童福祉施設経験通算5年を満たした者※（各施設1名）	5月25日（水） ～27日（金）	60名
6月	児童相談所児童心理司指導者研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童心理司（スーパーバイザー含む）	6月15日（水） ～17日（金）	60名
6月	【参集とオンライン】 乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員等指導的立場にあり、児童福祉施設経験通算5年を満たした者	6月29日（水） ～7月1日（金）	60名
7月	児童相談所弁護士等専門研修	児童相談所に勤務している弁護士（常勤・非常勤・嘱託を問わない）	7月14日（木） ～15日（金）	40名
7月	市区町村子ども家庭支援指導者研修	市区町村の子ども家庭支援業務（関係業務を含む）において指導的立場にある者（注：子ども家庭総合支援拠点設置の有無は問わない） 例：子ども家庭総合支援拠点、児童相談室、要保護児童対策地域協議会、子育て支援担当課、児童家庭支援センター、母子保健担当課、子育て世代包括支援センター、ひとり親支援担当課、DV担当課等、管理的立場の者、子育て支援センター（保育所含む） 都道府県において市区町村への助言指導を担当する者 例：児童相談所、研修企画担当課	7月27日（水） ～29日（金）	60名
8月	【オンライン】 教育機関・児童福祉関係職員 合同研修	学校（幼小中高）や教育委員会で虐待対応に携わる指導的立場の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（経験年数の制限なし）市区町村、児童相談所等で子ども虐待対応経験通算3年を満たした者（各機関1名）*パソコンを使用しオンラインによる受講環境が可能な者	8月19日（金）	200名
9月	【オンライン】 こころのシリーズ 「虐待を受けた子どもの こころの支援」	指導的立場にある以下の者 ①子ども虐待に関わる者 ②メンタルヘルスに関わる者 ③子どもの生活と環境を調整する者で、指導的立場にある者 機関：児童相談所、児童福祉施設（児童心理治療施設、障害児施設、母子生活支援施設、保育所を含む）、市区町村、保健機関、教育機関、医療機関、警察・司法等（各機関1名）	9月14日（水） 9月15日（木）	80名

11月	【オンライン】 特別企画「虐待の世代間伝達を 理解する」	子ども虐待対応に関わる指導的立場にあるあらゆる職種の専門職（各機関1名）*パソコンを使用しオンラインによる受講環境が可能な者 *受講後のアンケートを期間内に提出できる者	11月11日（金）	80名
12月	子ども虐待対応 母子保健関係職員指導者研修	市区町村、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師、助産師、看護師、医師、精神保健相談員で、子ども虐待対応関連業務経験通算5年を満した者	11月30日（水） ～2日（金）	60名
12月	一時保護所指導者研修	児童福祉領域又は児童相談所での勤務経験が5年以上あり、一時保護所職員において指導的立場にある者、もしくは、一時保護専用施設（児童養護施設等）の指導的立場にある者	12月14日（水） ～16日（金）	60名
1月	【オンライン】 健康障害のシリーズ 「ネグレクトと健康障害」	児童相談所（保健師・医師・弁護士・児童福祉司・児童心理司等）、市区町村（福祉・保健）、保護された子どもの回復をケアする一時保護所・児童福祉施設（保育士・児童指導員・嘱託医・看護師）、日常的に子どもと接する学校・幼稚園・保育所（教員・養護教諭・保育士等）、里親、警察・司法等で指導的立場にある者	1月19日（木） 1月20日（金）	80名
9月	指導教育担当児童福祉司任用前研修A<前期課程> *法	児童福祉司経験3年以上勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者。かつ、後期は、ZOOMを用いることができる者。（eラーニングシステムによるオンデマンド受講と筆記試験があります。） （児童福祉法第13条第9項の規定に基づき、受講が義務づけられています）	9月1日（木） 9月2日（金）	60名
9月	指導教育担当児童福祉司任用前研修B<前期課程> *法		9月29日（木） 9月30日（金）	60名
10月	指導教育担当児童福祉司任用前研修C<前期課程> *法		10月13日（木） 10月14日（金）	60名
2月	指導教育担当児童福祉司任用前研修A<後期課程> 【オンライン】 *法		2月1日（水） ～3日（金）	60名
2月	指導教育担当児童福祉司任用前研修B<後期課程> 【オンライン】 *法		2月15日（水） ～17日（金）	60名
3月	指導教育担当児童福祉司任用前研修C<後期課程> 【オンライン】 *法		3月1日（水） ～3日（金）	60名
3月	テーマ別研修「子どもの権利（仮）」 【オンライン】		この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にあり、児童虐待関連業務経験通算3年を満した者（各機関1名）	3月中旬

*：改正児童福祉法の施行に伴い「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務」の名称を変更しました。
 法：法定研修。法定研修は、委託契約を締結した上での受講となります。